

横浜観光親善大使をご活用ください！



横浜観光親善大使は、観光・MICE都市横浜の「PR パーソン」として、街の魅力や観光情報を広く発信し、また、来訪者に対する歓迎などを行って、横浜のイメージアップに努めています。

より会員の皆様にご活用いただけるよう、平成 29 年度より派遣基準を拡大しました。

1 活動範囲

(1) 観光・宿泊・商業施設等の周年イベント、式典、リニューアル披露等

☆イベント、式典、レセプションでの MC(シナリオがあるもの)

☆花束贈呈、表彰・テープカット介添え など、セレモニーのアシスタント業務

(2) 横浜の PR につながる新商品・新企画のプロモーション等

☆イベント、式典、レセプションでの MC(シナリオがあるもの)

(3) その他

☆啓発運動の紹介(ちらし・ノベルティの配布、イベントでの MC)など

【派遣可否の基準】

企画内容		活動内容	派遣可否
イベント・式典等	進行	司会(シナリオはご用意ください)	○
	プレゼンター	記念品贈呈・花束贈呈	○
	補助業務	表彰介添え・テープカット介添え・誘導	○
企画・商品のプロモーション		交通・観光施設など誘客に直結するもの	○
		横浜らしいイメージ・コンセプトの紹介	○
		横浜の PR にはつながらない商業広告	×

2 派遣について

(1) 派遣人数

1～3人の派遣が可能です。複数名での派遣をご希望の場合は、スケジュール確保のため、早めにご連絡ください。

(2) 派遣料金

1人につき、1日または1件 30,000 円となります。なお、賛助会員の場合は、一部減免制度もありますので、ご相談ください。

(3) 派遣可能日時

9:00～17:30 のうち、活動に必要な時間。長時間(4時間以上)に及ぶ場合や、左記時間以外の派遣、宿泊を伴う派遣はご相談ください。

(4) 交通費

市内への派遣の場合、会場までの往復の交通費は原則当財団が負担いたします。市外への派遣の場合、横浜駅を起点とした交通費実費をご負担いただきます。

(5) 服装

横浜観光親善大使の制服での派遣となります。制服以外の服装(和装等)での派遣の場合、服装にかかる経費は申請者にご負担いただきます。

※申込方法や詳細は、下記までお問い合わせください。

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

経営部 広報プロモーション課 担当 矢口・西海

〒231-0023 横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 1 階

TEL 045-221-2111 FAX 045-221-2100

E-mail pr@ycvb.or.jp

横浜観光親善大使が、自分の言葉で“いまの横浜”を、お届けします！



<http://www.welcome.city.yokohama.jp/ja/tourism/shinhakken/blog/>